

議案第 99 号

大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 7 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第29号）
の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電気自動車用急速充電器の使用については、この限りでない。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、電気自動車用急速充電器の使用料については、この限りでない。

別表研修室の項の次に次のように加える。

電気自動車用急速充電器	1回につき	500円
-------------	-------	------

附 則

この条例は、平成28年2月1日から施行する。